

第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年11月25日 午後3時00分から4時30分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	欠席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 3番 松川 博 委員
 - 4番 安田 敏 委員

5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 土地の現況証明願について

議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第5号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による要請について
議案第 9 号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後 3 時 00 分)

- 議 長 ただ今から、令和 4 年第 11 回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は 18 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員は、3 番 松川委員、4 番 安田委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 5 項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第 1 号は報告済みといたします。
次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第 2 号第 1 項から第 3 項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第 2 号は報告済みといたします。
次に、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第 1 号第 1 項から第 9 項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
なお、第 1 項及び第 2 項につきましては、後ほど、議案第 4 号において農地法第 3 条の賃借権等設定の許可申請が、第 3 項につきましては、後ほど、議案第 3 号において農地法第 3 条の所有権移転許可申請が、第 4 項につきましては、後ほど、議案第 6 号において農地法第 5 条の規定による許可申請が、第 5 項から第 9 号までにつきましては、議案第 8 号において買入協議の要請がございます。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第9項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第9項までについては、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「土地の現況証明願について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の1ページから3ページのとおりであります。利用状況は宅地及び原野となっております。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いいたします。

9番 この案件ですが、11月8日に土地の所有者のお宅にお邪魔してお話を伺ってまいりました。2筆の申出がございましたが、1筆は畑として使われておらず、宅地のような形で使われておりました。もう1筆においても、畑として使われておらず、こちらは、以前、高速道路建設のため買収になった当時の元屋敷の部分で、原野のようになっておりました。それぞれ、願出のとおり利用状況でございました。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」を議題といたします。第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

- 議 長 議案第3号第1項及び第2項までの案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。
- 9 番 こちらの案件も議案第2号の案件に関連いたしまして、11月8日に譲受人、譲渡人のお宅にお邪魔してお話を伺ってまいりました。
第1項の譲渡人は、第1項、第2項の譲受人のお母様でございます。第2項の譲渡人は譲受人のお父様でございます。親子間の贈与ということでもありますし、譲受人は農協の理事を担うなど、地域の中心人物でありますので、何ら問題はないと思われ
ます。以上です。
- 議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第3号第1項及び第2項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。
- 委 員 (全員異議なし)
- 議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項及び第2項までについて、申請のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。
- 議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。
- 19番 この案件ですけれども、今月の14日に譲受人のお宅にお邪魔してお話を聞いて確認をしてまいりました。家畜市場建設に関連いたしまして、3条で売買することになった案件でございます。売買金額につきましては、私の中では、最高額の金額でございますが、事情を考慮した金額で致し方ない金額であると判断いたしました。以上です。
- 議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 5 番 休憩を求めます。
- 議 長 ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件につきましても、今月の14日に譲受人とお会いしてお話を伺ってまいり
ました。親子間の贈与でありますので、何ら問題はないと判断いたしました。以上で
す。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございま
せんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査書」
のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 議案第1号第1項及び第2項に関連した案件でございます。11月19日に借主のところでお話を聞いてまいりました。貸主は借主の母方の祖母ということであります。賃貸料につきましても、問題ないものと思われます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件も、今月の14日に借主のお宅にお伺いして現地の確認をしております。賃貸料につきまして、地域の相場の価格であると思われます。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の7ページの「農地法第3条調査

書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 11月10日に貸主、借主お二人にお話を伺いました。貸主は高齢のため、今年い
っぱいをもって離農するというので、借主に面積は大きいですがお貸しするとい
うことでございます。賃貸料につきましては、地域の標準的な価格であると判断いた
しました。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第4号第4項の件を議題とします。事務局からの説明
を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の7ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

11番 11月23日に貸主にお話を伺ってまいりました。借主の法人の代表である息子さ
んは不在でお話は伺えませんでした。今回、法人の設立に伴う使用貸借というこ
とでございます。何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、電気事業法に基づく送電鉄柱を建設するために、農用地区域からの除外及びマスタープランの変更をするための諮問であります。

「調査書」につきましては、8ページから14ページとなっております。

申出者が、音更変電所から土幌変電所間を結ぶ送電線の建設で、周辺住民に迷惑をかけるおそれの少ない場所であることなどを総合的に判断し、土地所有者の農地の一部を借用して設置することとしたものであります。

なお、電気事業法に基づく送電鉄柱の建設については、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

本件につきましては、電気通信事業法に基づく携帯電話の無線基地局を建設するために、農用地区域からの除外及びマスタープランの変更をするための諮問であります。

「調査書」につきましては、15ページから17ページとなっております。

申出者が、長流枝地域における携帯電話サービスのエリア拡大を図るため、電波伝搬路を遮断されない場所で、周辺住民に迷惑をかけるおそれの少ない場所であることなどを総合的に判断し、土地所有者の農地の一部を借用して設置することとしたものであります。

なお、電気通信事業法に基づく携帯電話無線基地局の建設については、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第3項朗読、説明)

本件につきましては、農業後継者住宅を建設するために、800.02平方メートルを農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査票」につきましては、18ページから20ページです。

なお、この後、議案第6号において、本件に関する農地法第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第3項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第4項朗読、説明)

本件につきましては、従業員の住宅を建設するために、626平方メートルを農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査票」につきましては、21ページから23ページです。

なお、この後、議案第6号において、本件に関する農地法第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第4項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第4項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

本件につきましては、転用者が昭和牧場の一部を使用して、十勝川温泉を利用する観光客に、雪上を利用したアウトドアメニューを提供するため一時転用する計画であります。降雪後の雪上の利用のみで、土壌に影響は与えず、雪解け後はそのまま採草放牧地に戻ります。期間は、令和5年1月1日から令和5年2月28日までであります。

申請地については、別添「調査書」の28ページから29ページにあるとおりで、18,900平方メートルの一時転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の24ページから25ページにあるとおり農用地区域内農地ではありますが、農地法施行令第11条第1項第1号の一時転用の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の25ページから27ページにあるとおりで、本事業は、転用者が保有している資産と人員で行うため、新たな資金調達は発生いたしません。また、転用することによって、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。

本件は、平成24年度から、同じ場所で利用されておりました、利用者延べ人数を申し上げますと、過去3ヵ年の実績で、令和元年度は11人、2年度は感染症の影響等で9人、3年度は感染症と雪不足の影響等で4人の利用となっております。以上です。

議長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いいたします。

9番 この案件ですが、11月8日に現地のほうを見てまいりました。毎年、申請がある案件でございます。以前と全く同じ場所でありまますし、使われた後は元のままの牧草地に戻るといふことで、何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号第2項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第6号第2項朗読、説明）

本件につきましては、後継者の住宅を建設するもので、現宅地内には建設するスペースがなく、隣接する本申請地に建設するものです。

申請地につきましては、先ほどの議案第5号の別添「調査書」の20ページの現況図、19ページの求積図のとおりで、合わせて800.02平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の30ページから31ページにあるとおり、第1種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、現在の宅地内では建設できるスペースが手狭なため、現宅地に隣接して農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の31ページから33ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の借入申込みの確認証明が提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われま

議 長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 「調査書」の20ページをご覧くださいと思います。事務局とともに11月9日に現地のほうを確認してまいりました。道路から取付道路のスペースがかなり広く取られますのと、住宅の西側に浄化槽が入るということで、これだけの面積が必要になるということでございます。確認いたしましたけれども、必要最小限の面積あると思われま

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第6号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号第3項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第6号第3項朗読、説明）

本件につきましては、申請者は、現状では従業員用の住宅が不足しているため、従業員用住宅1棟2戸の建設を計画するもので、現敷地内には建設するスペースがなく、隣接する本申請地に建設するものです。

申請地については、先ほどの議案第5号の別添「調査書」の23ページの現況図、22ページの求積図のとおりで、合わせて626平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の34ページから35ページにあるとおり第

1種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、現在の宅地敷地内では建設できるスペースが手狭なため、現敷地に隣接して農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われる。

一般基準につきましては、「調査書」の35ページから37ページにあるとおりで、資力・信用力については、自己資金での建設で、残高証明で確認できており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われま。

議長 議案第6号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 10月28日に事務局とともに、所有者と転用者の立会いのもと、現地確認をしてまいりました。牧場では、常に400頭近い搾乳牛を常時10名以上の従業員でロボットに頼らず搾乳しているということでございます。「調査書」の22ページの図面を見ていただければ分かると思いますが、申請地の北側には既に従業員住宅が建っております。南側はバイオマスの施設でございます。今の現況は牧草地になっておりますが、その一部に必要な最小限の面積での従業員住宅建設の計画であると確認してまいりました。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第7号第1項から第5項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第6項からご説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。

(議案第7号第6項朗読、説明)

以上、議案第7号第1項から第6項までにつきましては、別添「調査書」38ページから39ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項から第6項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第6項までについて、決定いたします。
次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項から第7項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第7項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしく願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。
次に、議案第9号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第9号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。
本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第9号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、東平和地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたします

て、新たに、東平和地区のBさん（52歳）、東平和地区のCさん（46歳）、東平和地区のDさん（65歳）の3名を選定いたしました。

第2項、雄飛が丘北地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、高倉地区のFさん（57歳）を選定いたしました。

第3項、富丘地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、富丘地区のHさん（53歳）、富丘地区のIさん（44歳）の2名を選定いたしました。

第4項、桜田地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、春日地区のKさん（44歳）を選定いたしました。

第5項、宝来第3地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、春日地区のKさん（44歳）を選定いたしました。

第6項、鈴蘭地区のMさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、春日地区のKさん（44歳）を選定いたしました。

第7項、帯広市のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、門前地区のOさん（61歳）、大和地区の法人Pの2名を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第9号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第9号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定いたします。

　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　以上で議案は全て終了しました。

　以上をもちまして、令和4年第11回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時30分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年11月25日

議長 石川清光